



小学4～6年生が対象の「水に関するポスター」・「絵画コンテスト」と、保育所・幼稚園のお子さんが対象の「カンちゃんぬりえ展」を開催します。

作品の募集については、学校、保育所、幼稚園にお知らせしているほか、市ホームページでもご覧いただけます。応募締切は、ポスター・絵画コンテストが8月26日(木)、ぬりえ展が7月30日(金)。応募者全員への参加賞もありますので、ぜひ応募ください。

◆広報ID番号 10000106

問い合わせ

上下水道局総務課 ☎(023)8434



上下水道の広場

ポスター・絵画コンテスト、ぬりえ展の作品募集！

水道料金などのお支払いは毎月支払いもできる口座振替が便利です！

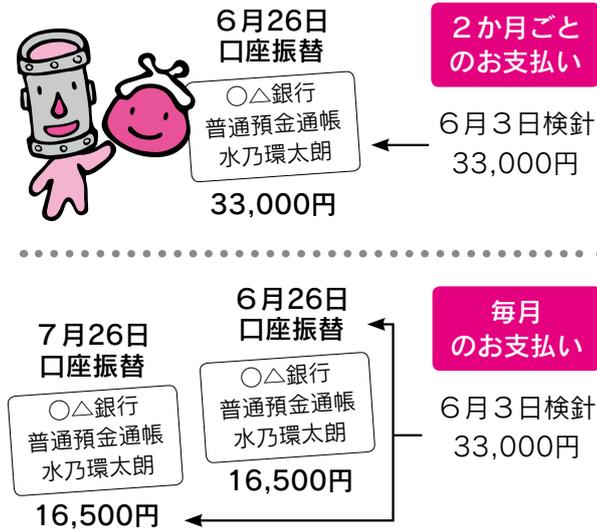
メーターの検針と料金の請求は2か月に一度ですが、口座振替をご利用のお客さまは、料金を2分割し、1か月ごとに口座から引き落とす毎月支払いにすることができます。

- ・口座振替をご利用のお客さま…お客様センターへ、電話でお申し込みください
- ・納入通知書でお支払いのお客さま…口座振替の申し込みの際、口座振替申込書の毎月支払いの受付欄にご記入ください

問い合わせ

お客様センター ☎(023)8431

★お支払い方法の例



水道料金などのお支払いはスマートフォン決済をご利用いただけます

水道料金などのお支払いにスマートフォン決済をご利用いただけるようになりました。納入通知書に記載されたバーコードを専用アプリで読み取ることで、金融機関やコンビニエンスストアに出向くことなく、いつでもお支払いできます。

詳しくは、市ホームページをご覧ください。なお、スマートフォン決済でのお支払いは領収書が発行されません。◆広報ID番号 1027983

お取り扱いできる料金など
水道料金、下水道使用料、農業集落排水施設使用料、個別排水処理施設使用料、特定地域生活排水処理施設使用料

ご利用できるアプリ

- ▼ PayPay 請求書払い
- ▼ 楽天銀行コンビニ支払サービス
- ▼ auPAY
- ▼ payB
- ▼ 銀行Pay

問い合わせ

お客様センター ☎(023)8431

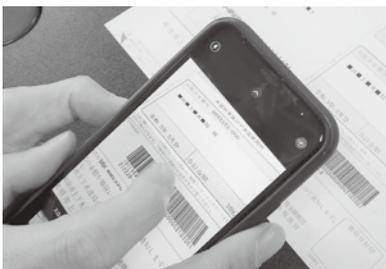


ご利用の流れ

スマホにアプリをインストール

アプリ残高をチャージ

納入通知書のバーコードを読み取る



内容を確認してお支払い完了！

漏水調査にご協力ください

6月上旬から12月上旬まで、左記の地区で道路や宅地内の水道管の漏水調査(無料)に、上下水道局が委託した会社の調査員が伺います。調査員は、秋田市上下水道局発行の身分証を携帯します。ご不在の場合でも、水道メーターを確認させていただきますのでご了承ください。

調査地区

金足、下新城、上新城、飯島、土崎、將軍野南、外旭川、新藤田、旭川、添川、濁川、手形、泉、寺内、八橋、高陽、中通、千秋、川元、川尻、山王、楢山、南通、牛島、大住、仁井田、新屋、浜田、豊岩、下浜、(以下雄和地区)樺川、戸賀沢、(以下河辺地区)北野田高屋、諸井、和田、赤平、岩見、三内、大沢、神内、大張野、高岡、戸島、豊成、畑谷、松淵

*国道沿線の調査も行っています。

*地区の一部で、今年度の調査対象外の町内もあります。

問い合わせ

水道維持課 ☎(023)84333

排水設備工事責任技術者試験

【講習】9月22日(水)
9:30~15:30

【試験】10月29日(金)
10:00~12:00

会場▶いずれも文化会館

受講手数料▶6,000円

*テキストと標準問題集は別売り。

申し込み

上下水道局1階(川尻)にある給排水課で配布している用紙に記入の上、7月12日(月)から26日(月)までの平日に同課へお申し込みください。用紙は、秋田県下水道協会ホームページからもダウンロードできます。

<http://www.gs-akita.com>

問い合わせ

秋田県下水道協会事務局

☎(864)1427

宅地内の漏水点検は定期的に行いましょう

宅地内で漏水が発生すると、漏水した水量分の水道料金・下水道使用料は、原則、お客さまの負担になります。定期的な漏水点検を行いましょ。

漏水の確認方法

- ① 屋内と屋外のすべてのじゃ口を閉める
- ② 水道メーターのパイロット(左のイラストの丸)部分の回転を確認する



(メーターは一例)

パイロット

じゃ口を閉めてもパイロットが回転している場合は、漏水の可能性がります。回転していなくても、「最近、水道料金が増えた」など不安を感じたときは、お客様センターへお問い合わせください。

問い合わせ

お客様センター ☎(023)84331

要件を満たした場合私道への公共下水道を整備

公共下水道の事業計画区域内の私道で、次の要件を満たす場合は、市が公共下水道を設置します。整備などをお考えのかたは、早めに下水道整備課へご相談ください。

公共下水道設置のための要件

- ・公共下水道が設置されている道路に接続されている
- ・幅員が1.8以上ある
- ・所有者の異なる家屋が2棟以上ある
- ・私道敷地の所有者、その他の権利者全員が、公共下水道の設置を承諾している
- ・私道沿線の受益者全員(左図の場合はAとB)が、受益者負担金の納付について同意している

問い合わせ

下水道整備課 ☎(024)1455

